

戸籍及び住民基本台帳等の事務において発行する行政証明の種類  
を定める要綱

この要綱は、戸籍法、住民基本台帳法その他の法令又は豊中市印鑑条例その他の豊中市が定める条例、規則、要綱等に定めるもののほか市民課、庄内出張所及び新千里出張所の戸籍及び住民基本台帳等の事務において発行する行政証明の名称その他必要な事項を定めるものとする。

行政証明の種類

| 証明書の名称 | 証明書の内容   | 証明書を請求できる者     | 手数料            |
|--------|--|----------------|----------------|
| 身分証明書  | 氏名、生年月日、本籍地<br>「項目 1」後見登記の通知<br>(禁治産及び準禁治産宣告の通知も含む)を受けていないこと<br>「項目 2」破産宣告及び破産<br>手続開始決定の通知を受けていないこと | 本人、未成年者に対する親権者 | 1項目につき<br>300円 |
| 独身証明書  | 氏名、生年月日、本籍地、現に配偶者がいないこと  | 本人             | 300円           |
| 不在住証明  | 申請された氏名及び住所と一致する住民票又は除票が存在しないこと  | 本人及び利害関係人      | 300円           |
| 不在籍証明  | 申請された氏名及び本籍と一致する戸籍、除籍又は改製原戸籍が存在しないこと   | 本人及び利害関係人      | 300円           |
| 年金現況証明 | 住所、氏名、生年月日が住民票に記載されていること   | 本人及び同じ世帯の人     | 無料             |

|  |  |                                  |       |
|--|--|----------------------------------|-------|
| 転出届記載事項証明                              | 届出年月日、異動年月日、新しい住所（国名）、今までの住所、世帯主名、異動する人の氏名、生年月日、性別、続柄等住民異動届書に記載があること | 本人及び届出人                          | 300 円 |
| 住所表記証明書                                | 氏名、生年月日、住所（変更前・変更後）  | 本人及び同じ世帯の人                       | 無料    |
| 引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証する文書（引き続き証明書） | 住所、氏名、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有すること  | 都道府県議会議員及び知事選挙の選挙権を有する者          | 無料    |
| 再製原戸籍・除籍証明                             | 戸籍を再生するときに記載されている内容  | 戸籍に記載されている者及びその配偶者、並びに直系尊属又は直系卑属 | 300 円 |
| 戸籍届書預かり証明書                             | 届出の種別、届出日、届出人及び事件本人の資格、氏名、戸籍の表示並びに生年月日                               | 届出人及び事件本人                        | 300 円 |
| 戸籍受附帳記載事項証明                            | 受附帳のコピー（受附番号、受理及び送付の別、受附月日、件名、届出時事件本人の氏名）                            | 事件本人、届出人、公用請求                    | 300 円 |
| 戸籍受附帳に記載のないことの証明                       | 届出の種別、受附帳に記載がない期間、事件本人の氏名、本籍（国籍）、生年月日及び住所                            | 事件本人及び届出人                        | 300 円 |

|                               |   |  |       |
|-------------------------------|---|--|-------|
| 外国人に関する記載不要届書綴に届書が存在しないことの証明書 | 届出の種別、事件本人の氏名、本籍（国籍）、生年月日               | 事件本人、届出人及び利害関係人（単に財産上の利害関係を持つに過ぎない者を除く。） | 300 円 |
| 戸籍法第 41 条による証書の謄本が提出されたことの証明書 | 証書の種別、証書提出日、事件本人の資格、氏名、戸籍の表示又は国籍        | 事件本人                                     | 300 円 |
| 死体（胎）埋火葬許可証交付済証明書             | 死体（胎）埋火葬許可証の記載全て                        | 届出人及び利害関係人（単に財産上の利害関係を持つに過ぎない者を除く。）      | 300 円 |
| 不受理申出書（取下書）類記載事項証明書           | 申出書（取下書）の写し又はその内容を記載した証明書。ただし申出人の連絡先は除く | 申出人及び相手方                                 | 300 円 |
| 死産届の受理証明書                     | 戸籍法施行規則第 66 条を準用する                      | 父、母、届出人                                  | 300 円 |
| 死産届の記載事項証明書                   | 届書を謄本認証したもの                             | 父、母、届出人                                  | 300 円 |

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 2 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から実施する。